

さいたま市告示第433号

さいたま市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

さいたま市建築計画概要書等閲覧規程（平成13年さいたま市告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第3項</u>の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書及び指定道路図（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(閲覧場所)</p> <p>第2条 建築計画概要書等の閲覧場所（以下「閲覧場所」という。）は、次の各号に掲げる<u>区域</u>に存する物件に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 建設局建築行政部北部建築指導課内</u></p> <p>(2) <u>中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 建設局建築行政部南部建築指導課内</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、建築計画概要書等（築造計画概要書及び全体計画概要書を除く。）を閲覧しようとする者は、窓口閲覧・交付システム（さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）第26条の2第3項の窓口閲覧・交付システムをいう。以下同じ。）を使用して閲覧することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(閲覧時間)</p> <p>第3条 建築計画概要書等の閲覧時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(閲覧手続)</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第3項</u>の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書及び指定道路図（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(閲覧場所)</p> <p>第2条 建築計画概要書等の閲覧場所（以下「閲覧場所」という。）は、次の各号に掲げる<u>区分</u>に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>建築計画概要書等（指定道路図を除く。）当該建築計画概要書等に係る建築物、建築設備又は工作物を所管する建築主事の属する建設局建設事務所建築審査課</u></p> <p>(2) <u>指定道路図 当該指定道路図に係る指定道路を所管する建設局建設事務所建築指導課内</u></p> <p style="text-align: center;">(閲覧時間)</p> <p>第3条 建築計画概要書等の閲覧時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(閲覧手続)</p>

第6条 [略]

2 前項の規定による閲覧（指定道路図の閲覧を除く。）を行うに当たっては、閲覧場所に備え付けてある閲覧簿に当該閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定する所在地等の情報（以下この項において「特定する情報」という。）その他必要な事項を記入しなければならない。ただし、窓口閲覧・交付システムを使用するとき又はやむを得ない理由により特定する情報を記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（閲覧の停止等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 建築計画概要書等の撮影をし、又はそのおそれがあると認められる者

(5) 閲覧制度の趣旨を逸脱して建築計画概要書等を閲覧しようとする者

(6) [略]

第6条 [略]

2 前項の規定による閲覧（指定道路図の閲覧を除く。）を行うに当たっては、閲覧場所に備え付けてある閲覧簿に当該閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定する所在地等の情報（以下この項において「特定する情報」という。）その他必要な事項を記入しなければならない。ただし、やむを得ない理由により特定する情報を記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（閲覧の停止等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正は、令和8年4月1日から施行する。